

令和5年度「高校生のびのびプロジェクト」実施要綱

1 趣旨

青少年の健全育成のためには、大人からの働きかけや青少年を取り巻く環境の改善のみならず、青少年自身の自覚と行動が必要である。

そのため、地域・学校での街頭啓発活動やボランティア活動への積極的な参加、社会のルールやマナーについての学習等の高校生の様々な自主的取組を推進するため、高校生が参加・協力できる県・市町村等による事業を集約し、各高等学校等に情報を提供することにより、高校生の規範意識の高揚と社会参加活動の推進を目的とする。

2 実施期間

令和5年11月1日～令和5年11月30日

3 対象

県内すべての高等学校及び特別支援学校

4 実施内容

- (1) 活動の内容は、高校生自らが自主的に取り組むものとする。
※活動への参加は、全校生徒によるものだけでなく、生徒会執行部、MSリーダーズ、特定の部活動、特定の学年、有志団体などによるものも含める（具体的な取組については、「5 活動例」を参照）。
- (2) 「秋のこどもまんなか月間」期間中の活動については、県・市町村等の取組に高校生が参加・協力して取り組めるよう県・市町村等の活動内容を各高等学校及び特別支援学校に情報提供する。

5 活動例

- ・研修会や意見交換会の実施
(活動例：◎携帯電話・スマートフォンの安全・安心利用について
◎未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用防止について
◎いじめや虐待の防止・対策について
◎岐阜県青少年健全育成条例の知識を深める)
- ・社会奉仕活動等への参加、実施
(活動例：◎文化祭での募金活動
◎通学路の清掃活動
◎交通安全運動
◎防犯啓発活動)
- ・マナー、規範意識の向上
(活動例：◎高校生同士の身だしなみチェック
◎登校・下校時の校門前での挨拶運動
◎自転車利用マナー点検)
- ・他世代との交流
(活動例：◎高齢者宅訪問
◎小学生・中学生への交通安全指導)
- ・街頭啓発活動への参加・実施
(活動例：◎携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング利用の促進
◎危険 ドラッグ等の薬物乱用防止の推進)